

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和4年(2022年)11月22日作成)

[所管：福祉部長寿社会政策課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	介護保険法	22-1	不正利得の徴収等	B
2	介護保険法	22-3	不正利得の徴収等	C
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		不正利得の徴収等
根拠法令及び条項		介護保険法第 22 条第 1 項
所管部課（室）係名		福祉部長寿社会政策課計画推進係
処分 基準	関係条項	
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第五十一条の三第一項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第五十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第六十一条の三第一項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第六十一条の四第一項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の百分の二百に相当する額以下の金額を徴収することができる。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		不正利得の徴収等
根拠法令及び条項		介護保険法第 22 条第 3 項
所管部課（室）係名		福祉部長寿社会政策課計画推進係
処分基準	関係条項	
	基準	当該条項の処分基準について、公表することにより脱法的行為が助長されることが想定されるため、非公表とする。
	参考事項	
備考		